裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成25年10月24日(木)午後3時から午後5時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 毛 利 晴 光(横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事)

裁判官 奥 山 豪 (横浜地方裁判所第5刑事部判事)

検察官 吉 武 斉 彦(横浜地方検察庁検事)

弁護士 千 歳 博 信(横浜弁護士会所属)

裁判員経験者1番 70代 女性 無職 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 30代 男性 会社員 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 40代 女性 専門職 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 女性 行政機関非常勤

(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 60代 男性 農業 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 40代 女性 主婦 (以下「6番」と略記)

(記者クラブ記者 なし)

議事要旨

(司会者)

裁判員経験者の方には、お忙しいところ本日の意見交換会に御参加くださいまして、どうもありがとうございます。本日の司会進行役を務めます横浜地方裁判所第 5刑事部の毛利でございます。よろしくお願いします。

始めに本日の会の趣旨について御説明をいたします。裁判員、補充裁判員の方からは、裁判が終わった際に裁判所からのアンケートにお答えいただいておりますけれども、そこでの内容はどうしても大雑把なものでして、大体の傾向はつかめますが不十分さは否めません。そこで、より具体的な突っ込んだ御意見や御感想を直接お聞きしたいというのが、一番の趣旨であります。裁判員裁判は今年の5月で丸4

年になりました。おかげさまで割と順調に推移しているところですが、まだまだいろいろと改善すべき点がありますし、これからも絶えず運用の見直しをしなければならないと考えております。ここでの皆さんの御意見等は、その貴重な資料になります。本日の会は今の趣旨から皆さんの御意見等をお聞きする場として設けられたものです。どうか皆さん方には忌たんのない、まさに本音の御意見、御感想をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御参加の裁判員経験者の方6名の紹介を私の方からさせていただきます。どのよ うな裁判を担当されたかを中心にお話しいたします。まず1番の方ですが,今年の 9月に実質3日間で行われた強盗致傷の事件でした。いわゆるコンビニ強盗で店員 に包丁を突き付ける等してレジの金を奪い、その際店員にけがをさせたというもの で、事実関係に争いはありませんでした。次に2番の方ですが、やはり今年の9月 に実質4日間で行われた強制わいせつ致傷の事件です。通りがかりの女性を襲って わいせつ行為をし、その際けがを負わせたというもので、これも事実関係に争いは ありませんでした。3番の方は、やはり今年の9月に実質6日間で行われた殺人事 件でありまして、ペルー国籍の被告人が交際していたロシア人女性と口論になり包 丁で胸を刺して死なせたというもので、事実にはほとんど争いがなく、専ら量刑が 問題になったものです。次に4番の方ですが、今年の5月に実質4日間で行われた 強盗致傷等の事件です。宅配ピザ店でアルバイトをしていた男と一緒に,その店に 強盗に入ることとして、その男の手引きで被告人が一人でスタンガン等を持って実 行し、その際店員にけがをさせたという事件と、大麻を所持していたという事件で あります。いずれの事件も事実に争いがなくて、やはり量刑が問題になったもので す。5番の方は、今年の9月に実質4日間で行われた覚せい剤の営利目的の密輸の 事件でした。被告人は中国の貨物船の乗組員で、同僚の中国人と一緒になって、そ の船で覚せい剤を日本に持ち込んだというもので、背後には密輸組織があるようで す。この事件も事実には争いがないということでした。最後に6番の方ですが、今 年の5月に実質6日間で行われた傷害致死の事件です。社会福祉施設内での入所者

同士のトラブルに端を発した暴力事件で、相手の被害者が床面に転倒して頭を打って死亡したというものです。この事件では顔を殴ったということですが、被告人の暴行と被害者の転倒との間に因果関係があるのか、被告人の暴行が正当防衛に当たるのか、責任能力に問題がなかったのか、こういった点について争いがありました。 6名の方以上のように紹介いたしましたが、よろしいでしょうか。今回は経験されて割と日が浅い方が多く、又、事実に争いがない事件を担当された方が多いというのが特徴のようです。

本会には他に裁判員裁判の経験があり、実際に横浜で裁判員裁判を担当されている裁判官、検察官、弁護士がお一人ずつ参加されております。私から紹介いたしますが、こちらにおられるのが奥山裁判官です。

(裁判官)

よろしくお願いします。

(司会者)

3番の方の隣にいますのが、横浜地方検察庁の吉武検察官です。

(検察官)

よろしくお願いします。

(司会者)

それから、6番の方の隣にいますのが、横浜弁護士会の千歳弁護士です。

(弁護士)

よろしくお願いします。

(司会者)

検察官、弁護士の方は裁判員の方から話を聞く機会がほとんどなくて、今日皆さんが話される内容については非常に関心をお持ちだと思います。後ほど随時、皆さん方にも質問があるもしれませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから意見交換会に入りたいと思います。始めに私の方から本日の テーマを提示させていただきます。一般市民の方が裁判に参加される裁判員裁判で は、参加される一般市民の方でも分かる、分かりやすい裁判を心掛けているわけですが、果たして実際どうなのか、皆さんが参加された裁判についてその点どのように感じ、思っておられるのか。本日はこの点に絞って意見交換をしたいと考えています。皆さんにお聞きしたい点は多々あるのですが、時間に限りがありますので、今回は今のテーマに絞らせていただきます。時間に余裕があってということであれば、最後に皆さんからは他の観点からの御意見等もお聞きすることにしたいと思います。進行についてよろしく御理解のほどお願いいたします。冒頭にも述べましたように裁判所からのアンケート、そこでは裁判の分かりやすさ、検察官あるいは弁護人の主張や立証の分かりやすさについての質問事項があったかと思います。今日はそこのところをもっと掘り下げて具体的に、又いろいろな観点から皆さんから感じられたこと等をお聞きしたいということであります。

お聞きしたい事柄をあらかじめかいつまんで申し上げますと、まず総論としては、皆さんから担当された裁判について一般的な感想をお聞きします。その後、各論になりますが、検察官の主張や立証、それから弁護人の主張や立証が、分かりやすかったのか、本当に分かったのか、そういった点をお聞きしたいと思います。最後に、裁判官からの説明等につきましてもお聞きしたいと思います。いずれについても単なる感想だけではなく、どうすれば良くなるのかといった建設的な御意見をお伺いしたいと思います。又、決して遠慮される必要はありませんので、批判的な御意見でも一向に構いません。むしろその方が我々としてはありがたいと思っております。前置きが長くなりましたが、これから意見交換を始めます。まず全体的な感想ということになりますが、皆さん方は初めて刑事裁判というものにかかわったのではないかと思います。実際に参加されてみての一般的な感想をまずお聞きしたいということであります。とは言っても何を話せばよいのかということになりますので、私からこういうことをお聞きしたいというポイントをお話します。皆さんはおそらく刑事裁判といいますと、テレビや映画の法廷のシーン等を思い浮かべると思います。あるいは小説等を読まれている方もおられると思います。そのようなものを通じて、

刑事裁判というのはこんなものだろうというふうに一応のイメージをお持ちではないかと思います。それと比べて実際担当された裁判はどうだったのか。イメージとはずいぶん違ったよと、あるいはほとんどイメージどおりでしたと、どちらなのでしょうか。思っていたのと違ってがっかりしたとか、もっと緊張するかと思ったけどつまらなかったとか、いろいろと感想があろうかと思います。そういった印象についてお聞きしたいということであります。どなたからでも結構ですが、なかなか言いにくいでしょうかね。1番の方いかがでしたでしょうか。

(1番)

イメージとしては、もうちょっと厳格なのかなと思っていたら、そうでもなかった感じがしました。ただ、今制度が4年だとおっしゃいましたけれど、4年の間私なんかは周りの方から誰もそういう話は伺わなかったもので、とても遠い存在だと思っておりました。でも現実にさせていただいてみて、裁判長はじめ皆さんが、分かりやすくというか私たちがまごつかないようにとても配慮をされ、行き届いていたなって思いました。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方いかがですか。

(2番)

正直自分が選ばれるものとは思ってなく、又、自分が人の人生を左右するようなことをしたくないというふうに思っていたのですけれども、是非一度やってみた方がいいんじゃないかって感じで後押しされ参加しました。やってみたところ裁判官の方々が実にうまく配慮してくれ、すごく緊張しちゃってもう何がなんだかさっぱり分からないぐらいテンパッてたってときもあったのですけども、全部最後は自分たちがかぶるから軽い気持ちでやった方がいい、社会勉強みたいな感じでと言ってくれたので、その辺は落ち着きを取り戻してできたっていうのが良かったですね。一度傍聴席で裁判を見たことがあったのですけども、全然やっぱり雰囲気というか違いますね、上から見るっていうのは。終わってから2週間くらいちょっと気が少

し病んで、あと引いてしまった部分はあったのですけども、そういうことを全て含めて参加して良かったなとは自分で思いました。

(司会者)

2番さんなりに刑事裁判はこういうものだろうというようなイメージをある程度 持っておられたと思いますけれども、それと実際とはどうでしたか。

(2番)

精神的なことでは自分が想像した以上のものはありましたね。

(司会者)

3番さんはどうですか。

(3番)

もともと持っていたイメージとはあまり大きな開きがなくて、ただ本当に初めての経験だったので、こうして実際の現実の裁判にかかわったわけなのですけれども、気持ち的には学校に通っているみたいで、毎日裁判所に来て今まで知らなかった未知の知識とかを教わって学ばせていただいて、経験して、何か毎日いつもは使わない脳の神経が刺激されているみたいな感じでした。だからものすごく疲れましたし、慣れていないことなので。でもすごい充実している感じもあって。その6日間は今から考えるとちょっと夢のようだったみたいな、過ぎ去ってしまった、又現実に戻って、ああ、何かいつもの生活に帰ってきたのだな、みたいな感覚を持ちました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方どんな印象でしょうか。

(4番)

もともと持っていたイメージとの差というと、イメージというものが非常に軽い ものだったので。そんなに裁判というものをどういうものかということが分かって いたわけではなく、ドラマとかで流れるものを何となくドラマとして見ているだけ であったので、実際にこういうことが行われているのだっていうのを改めて実感す ることになって、個人的には勉強させていただいたという面はあると思っています。 ただ非常に後々考えさせられることが多くて、自分の中では非常に重いものとして 残りました。必ずしも悪いものではないのだけれども、やはり大変なことなのだと いう気持ちは残りました。

(司会者)

5番さんはいかがでしょうか。

(5番)

4日間させていただいたのですけれど、まず裁判官、特に私の場合印象に一番残 るのが裁判長でして、私たちに対してはものすごく神経を使ってくれて、こんなこ とまで気を使っていただいていいのだろうかというくらい、ものすごい感謝してい ます。法廷で携帯電話が鳴ったりとか,それからあと被告人がちょっと乱暴な態度 をしたときの、裁判長の目と威厳のある「黙りなさい。」とか、「それ以上やれば退 廷させます。| とかっていう, 非常にメリハリがある言い方は, ちょっと語弊がある のでしょうけども非常に尊厳のある,そばで見ていても背筋がちょっと震えるほど, いやすごい人だなというのが印象です。テレビなんかのニュースで時々,裁判長が 映されますけれども、まあ全く同じイメージというのですか。それで家へ帰ってか ら一番感じたのは、こういう表現がちょっと適切かどうか分からないのですけども、 私は神に一番近い人間というのはこの方なのかなっていうのを、ものすごく感じま したね。こういう方が裁判官であり裁判長であって日本の裁判を行えば、まあまず 大きな間違いは絶対にないのだろうなと、日本の裁判というか、その制度とか、い ろいろ人選とかはすごく立派なものだなというイメージがものすごく強かったです。 あと、弁護人と検察官の方のお話ですが、弁護人の方がいつこうやって、こうや って、こう逃げて、こうでしたって、あと検察官も全く同じことを聞かれていて、 何かそういうふうにしなきゃいけないような決まりがあるのかもしれないですけど も、私たち素人からすると、さっきも聞いたし今も聞いたし全く同じ事実だし、そ れよりももう少し突っ込んだことというのですかね、弁護人は弁護する立場でしょ うし。検察官はやっぱりその事実関係だけじゃなくて,なぜ懲役何年,罰金何円を

言い渡さなきゃいけないほどあなたは罪が重いことをしたのですよと,当然の報いですみたいな,今一つ何かこう突っ込んだものがあればと思いました。,私はそういうものだと思っていたものですから,ちょっとイメージとそれは違ったなという感じはします。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方はいかがですか。

(6番)

裁判のイメージってもっと重たいものかなと思っていたのですが。思ったよりは変な写真とかそういったものをたまたま見なかったので、気が楽だったです。ただやっぱり裁判中は多少普段使わない脳とか使ったりしているのでストレスみたいなのがあって、終わってから1週間ぐらいは尾を引いた感じだったです。

(司会者)

そうですか。さっき聞きました今まで持っていたイメージと実際の担当された裁判とは違っていましたか。大体思ったとおりでしたかね。

(6番)

大体は。でも思ったよりすごい分かりやすかったです。もっと難しいものだと思ったのですけども、段取り良く丁寧に説明してもらったので、かなり初心者でも分かりやすく。

(司会者)

ありがとうございました。私が勝手に皆さんがこういう裁判のイメージを持っているんじゃないかなと思い込んでいるのかもしれませんけども、よくテレビで法廷ドラマとかありますよね。刑事の裁判もあれば民事の裁判もありますけれども、刑事の裁判であれば検察官と弁護人がいて、その相対する立場としていろいろと言い合ったりしていますよね。テレビドラマですからいろいろとドラマチックにやり合わないと余り面白くないのかもしれませんけれども。裁判というのはある意味そういうところがあって、当然対立するわけですよね。検察官の立場と弁護人の立場と

いうのは違うわけでしょうし、最終の到着点も違いますよね。検察官は例えば懲役何年という、弁護人は有罪であることは別に構わないけれども執行猶予にしてくれとか、もっと軽い刑にしてくれとかっていうことで、意見が違うわけですよね。ですから意見が違うのであれば、やはりそこをちゃんとなぜそうなのかっていうことを言うべきではないかと思うわけです。多分テレビドラマなんかだとまさにそこの辺がポイントになって、丁々発止やりあっているようなところありますよね。本来裁判というのはそういうものだなっていうようなイメージを皆さん持たれているのかなと思ったのですけど、そこはそうではないのですか。こちらから勝手にイメージを押し付けて申し訳ないのですけれど。5番さんは、多分にそういうところがあって、ちょっと実際と違うんじゃないかっていう。

(5番)

そうです。イメージというか、想像はもうそれしか。

(司会者)

ありませんよね。そうですよね。

(5番)

材料は何にも私たちにはないので。そういうものかなという,イメージは確かに かなり強いと思います。

(司会者)

そことのギャップは先ほどちょっと言われましたけどね。もう少し検察官や弁護 人は突っ込んだ方が良かったんじゃないかということですかね。

(5番)

犯罪者に対して何か少し、一歩引いていると言ったらおかしいですけど、あなたこんなに悪いことをしたのだからというようなメッセージがちょっと私には伝わりにくかったです。

(司会者)

もう一度確認したいのですけども、皆さん持たれているイメージ、別にそういう

イメージがあって構わないと思うのですが、それと比べて実際やられた裁判はどうなのか、もうちょっと本音のところを聞きたいと思います。勉強になったとか、分かりやすかったとか、緊張したというのは別にして、ただ分かりやすかったについてはまた後でいろいろ議論したいと思いますけれども。先ほど言いましたテレビドラマとかで描かれている裁判のイメージっていうのと、実際の裁判がどうかっていうところでいうと、ギャップがあったというところなのか、ほとんど同じですよということなのか。もう一度お願いします。1番さん、そこどうですか。

(1番)

ギャップっていうか、両方の方できちっと整理されて、それを何か悪いのですけど読み上げただけっていう感じです。5番の方がおっしゃったように何も言い合わないし、ただそれが本当にずら一って読み上げていたという感じです。ああこんなんなのかと思いました。はっきり言って。

(司会者)

2番の方どうですか。

(2番)

事前に何か打合せしたのかどうか分かりませんけど、淡々と進んでいるみたいな感じはありましたね。レールに乗っているみたいな感じで。これを言って、これを反論して、あれで言って話が終わってみたいな感じです。確かにもうちょっと突っ込んで話した方がいいんじゃないかとか、ここもう少し掘り下げた方がいいんじゃないかっていうところが多々ありました。そういうイメージがありました。

(司会者)

3番さんはどうでしたか。

(3番)

自分の仕事がやっぱり結構ドラマとか映画とかに出てくることが多くて、でも現 実って実際全然違って割と淡々と粛々とそこまで劇的なこともなくするのが仕事だ っていうのがあるので。

もう事前に分かっているのですか。

(3番)

そういう考えをもとに参加させていただくと,まあこんな感じなのだろうなって, 淡々とって皆さんおっしゃいましたけど。

(司会者)

そんなドラマチックなものはないだろうというような、そういう感じですかね。

(3番)

そういうことは、普通はそんなにないだろうなということです。

(司会者)

4番さんどうですか。

(4番)

私はとにかくそんなにイメージが膨らんでいたわけではなく、ただドラマとして見ているっていうところだったので、来てみて、確かに淡々と進むという感じはあったのですけども、どこで争っているのか、どこが言っていることの違いなのかっていうのを見ていくというのは、日ごろそういうことをしていないので、なかなか自分にとっては見えにくかったところはありました。でもそこを見なきゃいけないっていうことが分かっても、そこから先をどう考えるかというところで、最後まで本当に非常に悩みました。

(司会者)

そうすると、どこがポイントになるのかっていうことを、もうちょっと分かりや すく検察官も弁護人も出してくれた方がいいっていうことでしょうか。

(4番)

いや、出して説明されたことはそれぞれに非常に分かりやすかったのですけれど も、本当にその違いというのが、自分がどこまでどう理解した上で、どう判断する かというところで非常に迷ってしまったというとこですかね。

5番さん、先ほどのとおりでよろしいですかね。何か付け加えてありますか。

(5番)

弁護人の方は自分の主張だけ検察官も自分の考えだけ。それで、じゃあそれをどうするのですかっていうと、裁判員と裁判官で決めてくださいよみたいな、下駄を預けられているようなイメージを非常に強く受けました。もっとやっぱり経験もあり、知恵も知識もある弁護人や検察官の方がもっと突っ込んでいただきたかったです。ドラマチックとかそういうこととは全く違うので、私たちの主張はこうですよと、あとはあなたたちが相談して決めてくださいみたいな、なんか下駄を預けられているっていうのは、私はちょっとそれが非常に不本意、ちょっと納得ができなかったですね。

(司会者)

なるほどね。それはドラマチックかどうかは別として、検察官の主張と弁護人の 主張がそれぞれあるのだけども、それがどういうふうにかみ合っているのかとか、 あるいは最終的にこの結論になるのはどうしてかという、そういう突っ込んだとこ ろの説明がないっていうことですかね。

(5番)

はい, そうです。

(司会者)

分かりました。6番さんはどうでしょうか。

(6番)

検察官の人は多分慣れていると思うので、すごい説明とかも話を聞いていて分かりやすかったのですけど、相手の弁護士の人はちょっと声も小さかったし、今一何を言っているのか分かんないところもありました。書類を見てなるほどと思うところがあって、だから書類である程度書いてもらっていた方が、流れ的にはこちらとしては分かりやすかったかなと思います。

その辺,又繰り返して申し訳ないのですけども,御自身が持たれていた裁判のイメージと,実際やってみた流れというのはギャップがあるような感じでしたか。

(6番)

ギャップは、まあこんなものかなって感じ。

(司会者)

そうですか。皆さん裁判員として初めてのことで緊張されて大変なのだろうと思いますけれど、自分がこの裁判にのめりこんでといいますか、ワクワク感みたいなものが出てきて、次どうなるのだろうとか、相手はこれについてどう言うのだろうかとか、そういうようなやり取りっていうのは見られましたか。

(1番)

しません。

(5番)

全くしないです。というか、我々はそういうレベルではないというか、問題ではないというか。そっちの方が先ですね。そこまで余裕がないというところですね。 今自分のやらなきゃいけない責任だけで精一杯というところですね。

(司会者)

分かりました。先ほど裁判官とか裁判長の話が出ましたけども、どうしても裁判官とは皆さん方は接する機会が多いですよね。裁判官もまさに一緒の立場で裁判体を組んで最終的に結論を出さなきゃいけないということでしょうから、皆さん方に非常に丁寧に、いろんな意味で配慮していたのだろうと思います。それは置て、今日はまさに法廷で行われた裁判における検察官、弁護人のやり方がどうだったのか、その辺を中心に聞きたいと思っています。これから各論に入りますが、この段階で検察官、弁護士の方、何か皆さん方に聞いておきたいというような点ありますでしょうか。

(検察官、弁護人)

特にありません。

(司会者)

では各論に入ります。今はイメージとのギャップとかそういうことについて中心 的に聞きましたけれども、もう少し具体的に掘り下げてお聞きしたいと思います。 裁判というのは、皆さん経験されたのでお分かりですけども、検察官と弁護人がい て、そして自分たちの主張をするという流れであります。先ほど来の話にも出てお りましたけども、今回の皆さん方のケースでは5名の方は事実に争いがない事件で す。そういう事件での裁判というのはどういうものかということ、これももちろん 初めて経験されることでしょうから、なかなかつかみにくいかもしれません。ドラ マ等で行われている裁判というのは、結構事実に争いがあって、最後にひょんなと ころから証拠が出てきてどんでん返しになるとか、そういうのが多いと思いますけ ども、そういうドラマチックなものがないわけです。まさに事実に争いがありませ んから、先ほどから出ていました淡々とそれぞれが主張して裁判が進んでいくって いう、こんな感じなのだろうと思います。6番さんは争点がありましたから多少違 ったかもしれませんが。事実に争いがない事件について、どういうのが本当は望ま しいのかということを考えておきたいと思います。検察官は、どういう事件かとい うことについては、立場上立証しなきゃなりません。それは最初プレゼンのような 形で冒頭陳述をして、事案の中身を説明し、それを踏まえてその立証をしていくっ ていう、こういう流れがあったかと思います。一方弁護人は、事実に争いがない事 件でどういうふうな活動をしていましたか。どんなことを重点的に言って、あるい は立証していましたか。もうこの辺は思いつくところを皆さん適宜おっしゃってく ださい。

(5番)

やはり検察官が言われた事実関係と全く同じことを,7割ぐらい言って,あと被告人にはこういう事情があるので情状酌量でというようなことでした。何か反対のパーセントをちょっと期待していたのですがね。事実関係というのは,もう既に検

察が言われて、それで間違いがなければ同じ説明を2度もしなくていいのかなと私は思っています。事実関係に間違いないけども、情状の余地はこういうふうにあるっていうのが弁護人の仕事であって、そちらの方に重点を置くのかなというイメージが非常にあったものでして、ちょっとイメージと違っていました。

(司会者)

情状としてこういうことがありますよっていう、その情状っていうのはどんなことを言われましたか。

(5番)

例えば家族関係とか、それから本人の謝罪の手紙、それから奥さんの謝罪の手紙、 それから本人はもう2度と日本へは来ないし、深く真摯に反省しているとか、当た り前といえば当たり前のようなことでした。そういうことで情状の余地が非常にあ るし、単なる使い走りの役目でもあるとかって、そういうようなこと言っていまし た。それしか弁護する材料がないのかなとも思いますけども。

(司会者)

ちょっと事件の中身に入りますけれども、単なる使い走りって、要するに運び屋ですよね。運び屋っていうことで、そのこと自体は別に検察官も同じことを言っているのでしょうか。

(5番)

検察官は、ただの運び屋じゃなくて重要な役割を果たしているって。日本に3キロという覚せい剤を持ち込んで、これが全部入ってきたら大変なことになると、だから重罪だとは言っていました。

(司会者)

でもそれは逆にいうと弁護人も同じことですよね。そのこと自体を争っているわけじゃないのですよね。

(5番)

そうですね。事実関係はそうですけども、ただ単なる運び屋にしか過ぎないのだ

というようなその表現。首謀者ではないと。

(司会者)

というのと、一方は重要な役割を担っていると。

(5番)

はい、そうですね。あまり意見の交換というのか、対立みたいなのは全くなく、 お互いにそうですか、そうですかというような雰囲気で。自分の主張はこうです、 あなたの主張はこうですね、みたいな雰囲気をちょっと感じました。

(司会者)

なるほどね。他の方はいかがでしょうか。争いがない事件で弁護人として何をポイントにあげて主張していたのでしょうか。

(2番)

自分の事件では事実を認めていたので、そこは争いがなかったのですけれども、 お酒が入った上の犯行だったので記憶にないと言ってました。弁護人は、皆さんだ ってお酒を飲むでしょう、一歩間違えれば皆さんも起こすような事件であることを 認識してほしいみたいなことを言っていました。そこで情状酌量ってことでした。

(司会者)

そういう訴えを聞いて心にドンと入ってくるとかありましたか。

(2番)

いや、そこは聞き流していましたね。そこまで飲まないよって感じで。飲んだってこんなことしないみたいな感じです。

(司会者)

そうですよね。1番さんの事件ではどうでしたか。弁護人はどんなことを強調していましたか。

(1番)

何か余り、頼りないような感じがして、若かったし。弁護しなきゃいけないこの 人をという、そういうものが余り感じられなかったですね。それこそドラマではす ごい感じで、何としてもっていうのがあるじゃないですか。それを見過ぎているのかどうか分かんないですけど、ちっともそういうのが感じられなかったです。ああ 国選てこういうものなのかなっていうふうに悪いのですけど思っちゃったのです。

(司会者)

そうですか。3番の方の事件は、殺人事件ということで結構重い事件ですけども、 弁護人はどんなところを強調して主張していたか記憶がありますか。

(3番)

そうですね。家族の支えがしっかりしているので更生の可能性があるっていうのと, あと本人が反省していますっていうのでした。

(司会者)

4番の方はどうですか。これは共犯者がいるのですよね。

(4番)

そうですね。共犯関係もあったのですけども、弁護人から受けた説明では、被告人が若い方だったので、その後、更生の可能性っていうのをすごく考えさせられたところがありました。示談になっていることとか、あとは被害を受けた方からも許しているっていうようなこともありました。先ほど国選という話がありましたけども、弁護人にもいろいろ個性があると思うので、非常に、情状としていいんじゃないかっていうことを、いろいろ用意してくださっているなっていうところがあったと思います。

(司会者)

弁護人はお一人でしたかね。

(4番)

そうでです。

(司会者)

事実に争いがないと、弁護人としてはなかなかどこを争うのかっていうことで、 多分苦労されるのだろうと思います。そういう中で反省しているとか、家族がどう とか,これからどうだとかっていうことを取り上げて主張しているのだろうと思います。そういう主張について,先ほどちょっと聞き流しているっていう話もありましたけども,それが実際に最終的に刑を決めるに当たって,そういう話の内容が皆さん方にとってずしりと重い矢を投げかけられたような感じを持たれるのか,そこまでいくかどうかも分からないような話の内容なのか,その辺はどうでしたでしょうか。

(5番)

どっちかっていうと皆さん家族があるじゃないですか、家族があるの分かっていて犯罪に手を染めると。皆さん同じことということで。それで謝罪文は何か自己主張ばかり。90パーセント自己主張で、一番最後に皆さんに迷惑かけましたみたいな取って付けたような内容でした。

(司会者)

なるほど。そうすると余りストンと響かないようなものでしたか。

(5番)

丸っきりっていうか、ほとんど響かなかったですね。

(司会者)

分かりました。有罪の場合には最終的にどういう刑にするのかっていうことで、 弁護人もこの事情は刑を決めるに当たってはこういう意味がありますよとか、そう いうことを補足して説明しているような事件もあったかと思います。そういう主張 があった事件というのはありましたでしょうか。それがストンと響くかどうかは別 問題としてですよ。

(5番)

意味があるというより、何かこういう事例の場合には大体このような判決が普通ですというような説明はありました。

(司会者)

なるほどね。それと比べて今回のケースでは、もうちょっと考えてほしいと、そ

ういうことですか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

例えば反省しているとか、家族のことだとか、先ほどから出ていますけども、そ ういう事情が、刑を決めるに当たってどういう意味があるのかということを、補足 して説明している事件はなかったですか。

(1番)

お金もある程度払って、相手の方と示談も済んでいるし、とにかく家族がもう本当に泣いて、何かすごい反省しているのですけど、当人はあんまり反省していないように私たちには見えたのですよ。だから、家族を情状酌量して、その家族があとは見ますからということを、すごく言われたのです。でも、家族は確かにそうだけど、そんなに毎日見ているわけにはいかないですよね、はっきり言って。だから、そんなに家族のバックアップを期待しちゃいけないんじゃないかなって、大人だしというのをすごく感じました。その示談が済んでいる金を、どういうふうに返していこうと思っているのかとか、どういうふうにそのことを自分が思っているのかっていうのを聞きたいなと思ったぐらいで。全部やってくれているって、そっちでやっていて俺には関係ないっていうような顔をしているような感じでした。だから、そのことを訴えてくださっても、こっちには落ちてこなかったです。そういうものはすごく感じました。

(司会者)

資料を見ると、1番さんの事件は、反省しているとか家族がいるっていうことが、 被告人のこれからの更生を考えたときには意味があるよと、そういう話をしていた のですかね。

(1番)

そうですね。

2番さんの裁判では、そういう、どうして刑に影響してくるのかっていうような 話はありましたか。

(2番)

確かにありました。けれどもですね、何か淡々と進められているイメージがあって、検察官の方が熱意を感じました。こういうふうにしたい、こういうふうに持っていくみたいな感じで。結局、最後の最後まで弁護はしているのですけども、どういうふうにしてもらいたいのかっていうか、どういう結論に持っていきたいのかっていうのが、ちょっと分かんなかったです。最後に配られた紙に、こういうふうにしたい、執行猶予何年とか書いてあったのですが、そこで初めてこういうことを言っていたんだなみたいな印象で、ちょっと心に残らなかったっていう感じでした。

(司会者)

3番さんの事件は結構刑の重い罪ですけども、そういう中で、こういう事情があることが刑を決めるに当たってどういう意味があるのかという説明とかはありましたか。

(3番)

その事件に至る前の経過の話はありました。ただ,犯した罪がちょっと重いので, それに至る理由としては、ちょっとどうなのかなっていう印象でした。

(司会者)

もう少し争いがなかった事件の関係でお聞きします。さっき執行猶予の話もありましたけども、執行猶予の意見を述べられた弁護人の事件というのは、1番さんそうでしたよね。

(1番)

はい。

(司会者)

2番さんもさっきお話ししたように、そうですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

4番さんのも、執行猶予というような意見を述べられていますね。さっきもう少し親身を入れて言ったらどうかという話がありましたけれども、執行猶予とは言いつつ、本当にそこにたどり着くような、皆さん方が納得するような主張はありましたか。まさにストンと落ちるというか、やっぱり執行猶予にしなきゃならないような事件なのだなと思わせるような主張でしたでしょうか、弁護人の主張というのは。

(1番)

落ちなかったと思います。

(司会者)

2番さん, さっき言われましたけれども, どうでしたか。

(2番)

そこは大いに考えた方がいいんじゃないかっていう議論になったのですけれども。 弁護人の話を入れても、余りピンとこないっていうか。ちょっと被害者の方にやっ ぱり皆肩入れしてしまっていました。

(司会者)

4番さんの事件ではどうでした。

(4番)

執行猶予のところは非常に議論もしたし、迷ったというところでありました。

(司会者)

3番さんと5番さんの事件は、事件自体重いということで、弁護人も執行猶予という話はしなかったと思いますが、弁護人の意見は、検察官の最終的な意見、求刑と比べると結構離れていましたよね。その弁護人の意見は、そんなに離れるような感じを受けるような主張だったのか、どうでしょうか

(5番)

全くないです。

(3番)

主張は頑張ってされていたような印象はありました。

(司会者)

今まで弁護人の話ばかりしていましたけども、逆に、検察官も最終的に当然求刑ということで自分たちの結論を言いますよね。それに添うような形できちんと主張はされていたでしょうか。最終的に何年というような求刑があったと思いますが、なぜ何年になるのかっていうところまで皆さんストンとくるような主張があったのかという質問です。

(5番)

私の場合には大体ありました。これだけ重い罪なのだから、これくらいの求刑は 妥当ではないかというような主張でした。ああ厳しいなとは思いましたけれども、 納得できる感じでした。

(司会者)

その辺どうですか。納得感といいますかね。聞いていて,なるほどなと,まさに ストンとくるような,分かったというようなそんな感じでしたか。

(2番)

僕のときはとても丁寧に一つ一つかみ砕いて言ってくれましたし、自分が想像していた、このくらいかなというのとほぼ同じくらいの求刑で、納得というか、腑には落ちました。

(司会者)

1番さんどうですか。

(1番)

私はちょっと厳しいんじゃないかなと思いました。

(司会者)

それは、その前に、厳しい結論になるような、ちゃんとした説明はなかったとい

うことですか。

(1番)

そう思います。

(司会者)

結論だけが浮き上がっているような、そんな感じですか。

(1番)

はい, そうですね。

(司会者)

3番さんどうでしたか。

(3番)

一番最初はどのくらいの重さの事件がどれくらいの懲役になるかっていう知識すらないので、最初に何年と言われてもよく分かりませんでした。それが妥当なのかどうかも分からないし、長いのか短いのかも。弁護側が言った年数も、それで長いのか短いのかも分からないです。何年か違いがあるのだなっていう、開きがあるのだなっていうのが分かるだけで。

(司会者)

そうすると、その主張を聞いていても本当にそのくらいの年数なのかなっていう ことについては、判断材料がないわけですよね。

(3番)

そうですね。特に最初のうちは、本当にそうです。

(司会者)

それは後で評議の中で裁判官からいろいろ聞いたりして, 段々と分かってきたと いうことですか。

(3番)

はい。過去の統計とかも拝見してっていう形です。

(司会者)

4番さんもそんな感じですか。

(4番)

検察官の方の説明は、どちらかというと弁護人よりも淡々としゃべっていたという印象を持っています。裁判の中で検察官の出してきたもので、最初にちょっと争っている場面があったのですけども、そこのところがどういう状況だったのかというところが、裁判をして実際に被告人に話を聞いてている中で、最終的に裁判官の方で少し修正をされていたのですね。で、そういうこともあるのだなっていうことがちょっと印象に残りました。

(司会者)

今, ちょっと争っている場合って言いましたが, それは事実が食い違っているってことですか。

(4番)

食い違ってということではなく、書いてあることが簡単に少し省略されていたので、裁判てこういうことも起こるのだっていうことだけはちょっと今も覚えていますね。

(司会者)

6番さんはお一人、争いのある事件ということで、因果関係とか正当防衛とか責任能力という争いがある点については、検察官も弁護人もそれぞれが自分たちの訴えたいことを言っていたと思います。そこは双方の話を聞いていて分かりましたか。 (6番)

被告人と弁護人の意思の疎通ができていなかったところが多少あって、弁護人も 困っているようで、聞いていてもちょっと分かりづらかったです。反対に検察官の 方は説得力があって話を聞いていても分かりました。

(司会者)

それは、単に検察官と弁護人の主張を比べて、弁護人の主張が不十分ということ に尽きるのか、もうちょっと双方の主張がうまくかみ合ってといいますかね、さっ きのドラマじゃないのですけども、争点があるのであれば、争点があるなりに、や り合うようなそういうイメージっていうのは受けなかったということですか。

(6番)

というか、被告人と弁護人の言っていることが違うことが多々あって、弁護人も困っているようでした。話を聞いていて、検察官の話の方が筋が通っているのです。

(司会者)

分かりました。弁護人自体は3つの争点で争って、無罪を主張していたわけです よね。無罪を主張しているようなインパクトは受けなかったというのですかね。

(6番)

そうですね。被告人がちょっと精神的に病んでいる方で、悪気はない感じで、相手をけがさせたぐらいで、死んだと思っていなかったみたいなので、無罪と思い込んでいる部分があるから、その辺の食い違いが。

(司会者)

分かりました。一方は無罪を主張し、片方は有罪を前提にして最終的にどういう 刑にということで求刑をしていましたが、検察官の言うとおりならそうかなという ような感じは受けましたか。

(6番)

聞いているうちに。因果関係とかそういうのを聞いていて、そうかなと。

(司会者)

そういう刑を求めるのも、それなりにストンときたということですか。

(6番)

あり得るかなと。

(司会者)

分かりました。今までいろいろとお話を伺ってきましたが、裁判員裁判では、裁判官だけではなくて、検察官も弁護人も、皆さんに分かりやすいようにということでやっているわけですけれども、今までは主に主張の関係を分かりやすいかどうか

ということ、特に結論に至るような主張の関係を中心に聞いてきました。検察官には立証責任がありまして、そもそも起訴した事件がどういう事件なのかということも証拠でもって分かってもらわなければならない、そのためには、まず冒頭陳述ということでこういう事件ですよというような説明があり、それから、それについているいろと立証していたと思います。事件の分かりやすさ、事案の分かりやすさということについても、当然検察官は心しているのではないかと思いますけれども、皆さんの事件ではその点はどうでしたか。

(5番)

非常に分かりやすかったです。書類が、メモというのですかね、それもあったので、耳と目の両方で非常に良く検察官の言われることが分かりやすかったと思います。

(司会者)

6番さんもそうですかね。

(6番)

分かりやすかったです。

(司会者)

分かりやすさというのは、もちろん事件がどういうものかというのが分かりやすくないと始まらないわけですけれども、先ほどの議論でいくと、やはり最終的結論との関係でどうしてそうなるのかというところがストンといくようにやっていただきたいということでしたよね。それは、弁護人にも当然言えるのでして、何をポイントにしてどういう意味がある事情があるかということを、最終的に弁護人が求めるような刑との関係でストンとくるような説明がほしかったということでしたよね。これどうしたらいいのですかね。弁護士の方からすると非常に関心のあるところだと思います。どういうふうにしたらその辺がうまくいくのでしょうかね。

(5番)

結局、弁護の余地がないと言うとおかしいですけれども、事実は全部争いがなく

て、あとは本人に家族がいるとか、手紙がどうとかという、もうそれしか情状の余地がないみたいなことだと、私たちにはインパクトが非常に薄く聞こえるのですね。これしかないから、それで何とかということしか言えないのだろうなみたいな。そういう印象は受けました。検察官の方は、これだけのことをしたのだからこのぐらいの刑は当然だというようなことは、なるほどなというふうに思いました。

(司会者)

先ほど来、弁護人は、どちらかというと反省しているとか、家族がどうとかという、そういうのを中心にという話ですけども、それだけではなくて、実際あった事件についても、こういう点で被告人にとってくむべき事情があるのではないかと、例えば、共犯者との関係でいえば共犯者の方が主体的にやっていたとか、あるいは犯行に至ったいきさつとか動機の面でいろいろ事情があったのではないかというようなこと、そういう主張も弁護人はしていると思うのですけども、そういうのはありましたか。

(3番)

ありました。海外の方で宗教的な考えがあったので、日本人では普通分からないようなことで、犯行に至る動機としてこういうのがありますよという、可能性についての説明とかはされていました。

(司会者)

そういうことも刑を決めるに当たっては考えてほしいと。

(3番)

参考にはなるなとは思いました。

(司会者)

そういう説明は聞いていて分かりましたか。

(3番)

はい,分かりました。

(司会者)

事実自体は争いがないということでも、それをどういうふうに見るのかということで言えば、見方は人それぞれだと思うのですよね。検察官のように厳しく見る目もあれば、弁護人からすればこういう目で見たとかというように、そういう話の持っていき方というのは、ありましたでしょうか。今3番さんが1例を言われましたが、他の方はどうでしたか。

(4番)

私のかかわった裁判でもありました。いじめにあっていたとか、中学は何とか卒業したけれども高校受験はできなかったとかいうこともあり、本当に将来のことをどう考えるかというところで、説明がありました。

(司会者)

事件との関係ではどうですか、共犯者のいる事件でしたよね。共犯者との関係で 弁護人は言っていませんでしたか。

(4番)

共犯者の方が非常にいろいろ悪いという印象は持ちました。

(司会者)

弁護人の主張から、そういうふうに受けたのですかね。その辺は、分かりやすく 説明があったのですか。

(4番)

そうですね,はい。

(司会者)

5番さんの事件も共犯者がいるのですよね。名前の分からない共犯者もいますけれど、その辺のところはいろいろと弁護人は言っていましたか。

(5番)

共犯者よりも被告人の方が悪かったものですから。共犯者は初めて今度誘われたような人で,被告の人は前からやっていたとういことですから,そちらの方は余り。

(司会者)

余りあまりそういうことを言えるような事情ではないということですか。

(5番)

そうです。むしろ反対に共犯者を罪に陥れるようなことをしたというようなところがあり、ただやはり単なる運び屋ということでして、もう少し刑の方をというようなことは言われていました。

(司会者)

大きく密輸組織みたいなところから見てみると,運び屋というような位置づけで,大したことはないのではないかというようなことですかね。

(5番)

下っ端というような表現をしていましたけれど、確かにあのケースではそうでしょう。まあ事実はどうだか分からないですけれども。

(司会者)

それはそれなりに主張としてはストンと落ちるようなところはあったのですかね。 (5番)

ありましたね。

(司会者)

最初に5番さんがいみじくも言っておられたのですけれども、検察官も弁護人も それぞれ主張して、あとはもう裁判所、裁判官、裁判員に判断、下駄を預けるよう な、そういう主張の在り方でいいのかどうかというような、そういう疑問の提起も ありました。これはどうしたら良くなるのですかね。もっと突っ込んでという話も さっきされていましたけれど。

(5番)

そうですね。弁護人,検察官がそれぞれ自分の立場で主張をもう少し全面的に押 し出していただきたいなとは非常に感じました。

(司会者)

突っ込み方ということでは、お互いに言いっ放しでいいのかということがありま

すが, それはいいのですか。

(5番)

お互いに主張を言って、別に特別対立しなくても、それはそれぞれの立場での主張ですから、私はいいと思います。ただ検察官には、こんな重罪を犯したからこれだけの刑は当然だと、これでもむしろ軽いかもしれないみたいな重みとか、やはりそういうものを私たちには与えていただきたかったです。被告人にももちろんそうでしょうし。

(司会者)

弁護人の主張もですね。

(5番)

弁護人の主張の場合には反対ですけど。こういうふうに情状を、今回の事件の場合には、弁護する材料が行き詰っているというか、何かあんまりないので困っているのではないかなというのはありましたけれども、そういうのがあればそういうのを前面に出していただかないと。何か気持ちが全然動かないという印象でした。

(司会者)

6番さんは、争点のある事件でして、先ほど検察官と弁護人がこんな主張をしていたという話はありましたけれども、実際には本当に争点としてきちんと争うならば、もっと内容的にも考えてほしい、そんな感じを受けるのですかね。

(6番)

弁護人の方もかわいそうかなと思ったのですね、被告人の関係で。

(司会者)

なかなか弁護人にそこまで要求するのは酷かなという感じですか。それから皆さんの最初の感想の中で、裁判官がいろいろ説明してくれたから良かったとか、いう話がありました。裁判官の説明というのはいろんな場面があったと思います。法廷が終わって休憩中とか、あるいは1日終わった後とか、評議の中でとか。検察官、弁護人の主張なり立証なりが、裁判官の説明を聞いてやっとこういうことなのかと

いうふうに分かったということなのでしょうか。

(5番)

私が一番ありがたかったのは、今までの裁判例を、同じような事件について求刑と判決のデータをずっと出していただいたので、それが一番参考になりました。ただ私がすごくびっくりしたのは、裁判長も裁判官も決して押し付けない。こういう事件というのは大体求刑はこんなものですよみたいな感じで、あなたたち素人だからというようなことは全くないです。もう、あなたたちどう考えますかと言って順番にいろんなことを聞いてくれました。責任ももちろん感じましたけれど。

(司会者)

ちょっと聞き方が悪かったのかもしれません。もちろん評議ですから裁判官が、 あるいは裁判長がいろいろと評議を進めるに当たって説明は当然すると思います。 今聞いていますのは、検察官や弁護人の主張とか立証、それだけ聞いているとよく 分からないのだけれども、裁判官が後でこういうふうに説明してくれたから、ああ、 あの主張とか立証はこういうものなのだということが分かったと、そういうことは ありますでしょうかということです。要するに裁判官のそういうフォロー的な説明 がないと、法廷で聞いていただけでは検察官や弁護人の言っていること、やってい ることがよく分からないよということなのかどうかということです。

(5番)

それはなかったです。

(司会者)

法廷で聞いていても一応当事者のやっていることは分かりましたか。

(5番)

はい。

(司会者)

他の方どうですか。もうざっくばらんの印象で結構ですけど。

(2番)

法廷のやりとりで分かりましたね。あとは補足するぐらいで特に説明とかはなかったですね。

(司会者)

1番さんどうですか。さっきは何か分かりにくいようなことを言われていましたが。

(1番)

いえ、よく分かりました。さっきおっしゃったようにパソコンで何年とか見せていただいて、とても参考になりました。それから、裁判長が何年か意見を聞くのに、口で言うのではなくて、必ず紙に書かせて、それを黒板に貼って議論しました。先に書かせてやってくれたのが、とても良かったです。刑も上手にこう誘導しているのではないですけれど、なんとなく誘導されてるようなところもあるような気がします。やっぱり私たち分からないですものね、どのぐらいの刑が妥当なのかというのが。その後も私もあれで良かったのだろうかとすごく悩みましたから、一人の人間の一生を決めることですので、やっぱり厳しかったのではないだろうか、妥当だったのだろうかとかというのは悩みました。そういうのを、分からないところを上手に導いてくださっているなというのは感じました。

(司会者)

先ほど反省しているとかいう事情が、実際に刑を決めるに当たってどのくらいの重みがあるのか、どういう意味があるのかということについては、余り弁護人の方からは出てこなかったというような話がありましたよね。そういうところは、実際の評議の中では、裁判官がこういうことなのですよとか、そういう説明というのはありましたか。

(5番)

多少はありましたけども。どの程度情状になりますかねみたいな、今回の事件の 場合には、そんなにそれが大きく量刑を左右するものではないのではないかみたい なお話だったという印象です。

そうですか。そんなことは裁判長から説明をすることではなく、弁護人がまずこういう事情があり、それは刑を決めるに当たってこういう意味があるとはっきり言ってもらった方がいいのでしょうか。逆に検察官は、反対の立場ですから、弁護人が言っていることはあまり意味はないのですよと、今の裁判官が説明したようなことを言ってもらえればいいのではないでしょうか。その方がむしろ法廷のやりとりの中で、相互の話を聞くだけでよく分かりますよね。そこができていないものだから評議の中で裁判官はそういう説明をしているのだと思います。裁判官がいろいろ皆さんにレクチャーのように、懇切丁寧に説明している場面が結構あったと思うのですけれども、そんなのでいいのでしょうか。むしろそんなことだったら、法廷でちゃんと当事者同士がこの点はこうですよということ、さっきの突っ込んだ主張ではないですけれど、それを言ってもらえればいいし、その方が皆さんにとって分かりがいいのではないでしょうか。

(5番)

難しいところですね。専門的な分野なので裁判長、裁判官にかみ砕いて話をしていただくと割合と頭の中で納得できますけども、法廷の場で難しく法律用語で言われるとちょっとこうピンとこないので、なかなか100パーセント理解できないというのがあるのかもしれない。

(裁判官)

ちょっと教えていただきたいのですけれど、手続の流れとして、検察官が公判の 最後に論告求刑をして、弁護人が弁論をして、双方から意見が述べられるわけです よね。実際の裁判において、その段階で、皆さんの頭の中では、ああ大体これで結 論はこの辺りだなというのは分かっているのですか。それともその後の評議でいろ いろ考えを補充したりして、結論に至っているということなのですか。イメージと して大雑把に言うと、どのあたりまでが論告求刑、弁論のところでできあがってい て、その後の評議でどのくらい補充されているという感じなのですかね。なかなか 数字にするのは難しいかと思うのですけれど。

(5番)

私は、99.9パーセント評議の一番最後の方でこうなのかなと。評議は2日行われたのですけれども、その最後のそれこそ10分ぐらいのところでというのが現状でした。

(裁判官)

評議に入る前の段階ではいかがでしたか, 5番さんは。

(5番)

検察官と弁護人とこんなに求刑の差があるのかと、なぜこんなにあるのかとちょっとびっくりして、それ以上のこと考えられなかったです。自分の考えでは、とてもとても分りませんというところでした。

(司会者)

そうすると法廷が終わった段階では、恐らく皆さんとしては結論として大雑把でいいのですけれど、このくらいだろうとか、なかなかそれは出ないような状況なのですかね。

(5番)

私の場合には全く出ていませんでした。

(弁護士)

ちょっと今のところで質問があります。審理が終結するまでは量刑について漠然としたイメージしか持っていないと、最終的には評議の段階で量刑をある程度固めていくという話があって、その流れの中で複数の方からお話があったところですが、裁判所が量刑のいろいろなデータを提示されていると。弁護人としてちょっと確認したいのは、その過去のいろいろな事例がいくつか量刑として出ている、それを踏み出してまで、別の量刑を出すことまで考えているのか、つまりどこまでその量刑の相場というものを重要視されていたのでしょうか。そういうところがやはり気になるのでお聞きしたいのですが。

(1番)

やはり全然、何年なんて私たち分からないわけですよね。だからそれはすごい参考にはなりました。素人考えですけど、執行猶予だとやっぱり刑務所に入らないわけじゃないですか。すぐに社会生活ができるというのと刑務所に入るのとは、ものすごい差があるようにとれたのです。だからこのまま外に犯人を出していいものかなというのがすごくありましたから、今までの事例で参考になると考えたときはすごく助かりましたけど。

(弁護士)

逆に言うと、量刑のある程度の幅というものが、事例としていくつか出てきていると。そこを超えて例えば執行猶予を付けるだけの材料が、今のその裁判の中では出てこなかったというような感じなのですかね。

(1番)

そうですね。

(司会者)

今のは量刑のこれまでの傾向として執行猶予になるような事件も示されたのでは ないですか。

(1番)

ありました。

(司会者)

だから、その幅の中でどのくらいなのかということを、おそらく評議の中では検 討するわけですよね。およそ執行猶予があり得ないような幅を見せられて、それが 参考になったというわけではないですよね。

(1番)

ないです。

(4番)

これまでの裁判例の量刑のところを見せていただいたことは、確かに参考になり

ました。ただ議論の内容はあまり触れてはいけないのかもしれないのですけれども、過去のものに縛られる必要はないのではないかという意見も確かにありました。そのときに過去のものを超えるだけの論拠が本当に積み上げられるのかというところで考えたときに、やはり積み上げられるというところまでいかなかったというふうに思ってます。ただ私がかかわった事件では、ボーダーのところというのがあるので、そこにかかわることはちょっと重いなというのが今でも思っているところです。おっしゃるところの回答には直接にはつながらないかもしれないのですけれども、それを見せていただかないと全くこの罪に対して何年の求刑だという、そのことの意味自体も、何年したからその方がどうなるかということ自体も分からない。犯罪を犯したから何年求刑されて収監される、収監されることでどうなるかということまで考えられないので。ただ今回、お若い方だったので更生の可能性を考えたときに本当に社会的に執行猶予を付けて立ち直ることもできる可能性というところでの、そのボーダーを考えると、判例は私たちには参考になったと思っている。ただそれにどこまでも引っ張られるということでもなかったけれどもというところです。

(司会者)

6番さんの事件では、弁護人が無罪を主張していたので、弁護人の方で何年という話はなかったですよね。そうすると検察官の求刑しか一応数字としては出ていないわけです。そういう中で、有罪の結論が出た上での話ですけれど、やはり裁判所からこれまで、どういう刑の傾向があるのかということは聞かれて、参考になりましたか。

(6番)

なりました。その時の裁判員の6人で結構話し合って、その人たちのいろんな意 見も結構参考になりました。

(司会者)

もし検察官の方で何かこれは聞いておきたいということがありましたらどうぞ。 (検察官) 先ほど1番の方でしたか、論告を聞いていてその後求刑を聞いた時に厳しすぎるという印象を持たれたという話があったと思います。その求刑が厳しすぎる重すぎるという印象は、評議を重ねて御自身でもいろいろ考えられた後でも変わらなかったでしょうか。つまりその求刑がもともと不当に重すぎたのではないかというのか、それとも最終的には求刑の線もあり得るのだけれども、検察官の論告が悪くて納得できるものではなかったので最初はその求刑が重すぎると思っていたのか、いずれでしょうか。

(1番)

やっぱりこの事件でいろいろ考えると、求刑が、かなり上の方だと言われたのですよ、一番重いと。いろんな状況、示談もあるし、いろんな家族のフォローもあるし、そういうことでいくと一番上まで高くはなくていいのではないかな、重くなくていいのではないかなというのは感じました。

(検察官)

それは最初から最後まで、そういう印象だったということですか。

(1番)

はい。

(検察官)

では論告でこの点を指摘してもらえば納得できたとか、そういう話ではないですかね。

(1番)

はい。

(司会者)

それでは話題を変えたいと思います。立証についてです。検察官はどういう事案かということを証拠に基づいて立証するわけですが、その立証の仕方として多くは書面の証拠でもってそれを読み上げたりしているのだと思いますけれども、そういうのもあれば場合によっては証人を呼んできて、それでこういうことでしたよとい

うような話を聞く、そういう証拠もあったかと思います。検察官としてはいろいろな事情を考えて、その使い分けをしているのだと思いますけれども、皆さんが実際に体験されて、まさにその事件を知るに当たって、あるいはどんな事件なのか、どのぐらいの事件なのかということを知る上において、やっぱり証人が出てきて話を聞く方が実感としてわくと、そういうものなのか、その辺いかがでしたか。書面のような証拠でも同じように実感できましたでしょうか。

(5番)

やっぱり証人の方がインパクトが強かったです。実際見聞きしていた方から生の 声を聞くというのは、非常にインパクトの強いことでした。

(司会者)

5番さんの事件では、密輸の事件ということで、税関職員の方が証人に出られた のですかね。他にもっとこういう人を聞きたかったというのはありますか、今のよ うな実感がわくという意味からすると。

(5番)

いや、ございません。もう文章で本当によく分かりやすくされていましたので。

(司会者)

共犯者を聞きたいという話はありませんでしたか。

(5番)

それはありましたけれど、それは今回のこれとは全然別問題だみたいに言われま して。

(司会者)

今回の事件ではもう聞けないような雰囲気だったということですか。

(5番)

はい。それは又次の裁判で別にやられるので、今回とは切り離して考えてくださいみたいなことでした。

(司会者)

4番さんの事件では、どうでしたか。被害者が証人に出られたと思いますが、その被害にあった事情を聞くに当たっては、やっぱり生の話を聞くというのは意味がありましたか。

(4番)

意味はあったと思います。

(司会者)

4番さんの事件も共犯者はいましたよね。

(4番)

はい。

(司会者)

共犯者もじかに聞いておきたかったというようなそんな印象はどうですか。

(4番)

共犯者の事件は、又別の裁判になるという話なので、そこで聞くということでした。話を聞きたいという意見はありましたけれども。

(司会者)

聞こうと思えば聞けるのですけれども、ただ今回の裁判ではそこまで聞かないということで済んだようですね。でも共犯者も、書面の証拠ではなくてじかに話を聞いた方がピンとくるようなことがありませんでしたか。

(4番)

そこまでやると広がり過ぎてしまうと思うので、共犯者については聞かなくていいのではないかと思いました。

(司会者)

3番さんの事件も、やはり証人が出てきましたよね、事件の関係で。これはどういう証人でしたかね。

(3番)

事件の前に被害者と被告人が話をしていたのを遠くで見たという目撃者でした。

ただその証人はいなくても良かったです。話を聞いてもあれっみたいな感じだった ので。それよりは被害者の家族に証人に立ってほしかったと思うのと、被告人と事 件直後にかかわった方がいたので、その方に立ってほしかったなという感じでした。

(司会者)

6番さんの事件でも、証人が一人いましたかね。

(6番)

いました。確か殴ったか殴ってないか、その目撃者です。何人か目撃者がまだいたはずなのですけど、角度が違うからというので一人しか呼ばれなかったようです。

(司会者)

他にも聞きたかったという感じですか。

(6番)

違う角度から見ていた目撃者の方が来てくれれば、また言っていることが正しい かどうかが。

(司会者)

違った情報が得られるということですかね。目撃者の方の話をじかに聞くのと、 あるいは書面のような証拠で調べるのとでは、どちらがイメージがわきますかね。

(6番)

やっぱりじかに聞いた方が分かりやすいですね。

(司会者)

1番さん、2番さんの場合には、そういう事件の関係者は、証人にいなかったで すかね。

(1番)

いなかったです。

(2番)

証人ではないですが、110番通報の現場とのやりとりの録音テープを聞きました。

それがまさに生々しさというか、そういう意味では非常に意味がありましたか。

(2番)

ありました。

(司会者)

1番さんの事件では、被害者がいますが、やっぱりそういう人はじかに聞いた方がいいですかね。

(1番)

そうですね。ちょっとおかしいのは、被害者の方は示談が済んでいるというのに、 出たくない、怖くてというのですよ。そうすると、納得していないでただお金をい ただくための示談になったというだけのような感じがして、その辺はあまりしっく りしない感じはしました。許していると言っているというのですけれど、許してい るのなら出てきてほしかったし、出たくないということは許していないのではない かなと思いました。

(司会者)

事件そのものについてというよりも、示談をしているのだけれどもその真意を知る意味で証人に出てきてくれたら良かったなということですか。

(1番)

はい。それほど怖くて出られないという、まだ精神的にあると言っていましたから、そうするとかなりまだ重いのではないかなと思ったりして。

(司会者)

争いがある事件で証人を聞くというのはよくあるのですけれども,5名の方は争いがない事件だったですね。そのうち二人は証人がなかったのですけれども,争いがない事件でもそういう証人の話を聞くというのはやっぱり良かったなという印象なのですかね。3番さんの場合,あまり適切ではなかったという話でしたけど。4番さん,5番さんは、書面の証拠よりはじかに聞いた方がいいということですよね。

(5番)

どうしても聞かなければならない理由はないですけれども。どっちにしますかといえば聞かせていただきたいなというような程度です。だから判決にすごく役立つとか評議に役立つとか、そういうことでもないです。

(司会者)

税関職員の方というのは、実際に薬物を発見して捕まえた時の担当の職員さんで すか。

(5番)

担当の職員の方ですね。

(司会者)

そういうまさに生々しさというか, その辺の意味ではじかに聞いた方が迫力がありますよね。

(5番)

それだけなのかもしれないですけれども、どちらにしますかと言われれば聞きたいということです。

(司会者)

他にもいろいろと聞きたい点があるのですが、時間がきてしまいました。分りやすさということを中心にして今日は皆さんにお話をお聞きしたわけであります。アンケートではおそらく皆さん方もよく分かったとか分かりにくいとか、回答されたと思います。ただそれだけだとなかなか本当の意味が分からないものですから、今日いろいろとお伺いしたわけで、大変参考になりました。ありがとうございました。最後になりますが、裁判員裁判を経験されて、これだけは一言言っておきたいとか、あるいはこれから経験される方のためにメッセージを送っておきたいとか、そういうことがありましたらお聞きしますが、何かありますでしょうか。

(5番)

今回私の場合は直接関係ないのですけれど、テレビや新聞で報道されましたが、

女の方が裁判員裁判でかなりショッキングな写真を見せられてという問題がありました。女性と男性との比率が決まっているのかどうか分からないですけれども、そういうかなり厳しい状況の裁判に女性を裁判員にしていいのかというのが、今後難しい問題なのかなと思っていました。

(司会者)

いわゆる御遺体の写真, 証拠が出てきたときにどうするかという話ですかね。そういう意味では, 3番さんや6番さんの場合は, 被害者が亡くなられた事件ですけれども, そういう写真はありましたか。

(3番)

はい, ありました。

(6番)

なかったです。

(司会者)

やっぱりこんなの見ていいのかな、というような感じですか。

(3番)

いや,もう見る覚悟でした。ただやっぱり全員の方が大丈夫かというと,今回の 方は大丈夫そうでしたけど,やっぱりあの写真を見てしまったら,ちょっとしばら く気分が悪かったり具合が悪くなる方はいるので,検察の方が気を使って刺激の少 ないのを選んでくださったと聞いてますが,それでも駄目な方は駄目だろうなとは 思いました。

(司会者)

それなりの配慮があっていいのではないかということですかね。

(3番)

やっぱり見るべきだとは私は思って、良く見ましたけれど、人によってはちょっと難しいかもしれないです。

(司会者)

では時間がきましたので、これで終了させていただきます。本日はどうもありが とうございました。